

令和7年第2回2月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和7年2月7日(金) 午後2時00分から午後2時59分

2. 開催場所 つがる市役所3階会議室

3. 出席委員数 36人中、33人出席

4. 出席委員名

1. 松橋 正行 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子
7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 10. 太田 善造 11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子
13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久
18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義
23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 28. 小山内 壽
29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫 33. 工藤 宰
34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 33人

5. 欠席委員 2. 古坂 光司 9. 田戸岡 誠 27. 長谷川秀樹 計3人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第 7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 9号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第11号 農用地利用集積計画の決定について
議案第12号 農用地利用集積計画の決定について
議案第13号 農地利用集積等促進計画作成の要請について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次長：村田龍治 係長：宮西正高 主幹：小笠原瞳
主事：一戸想永 主事：坂本千怜 計6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和7年第2回(2月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

暦の上では立春ですが、現実的にはまだまだ春は遠いかなという気持ちで、委員の皆様方、体調には十分注意していただきますようお願い致します。

本日は2月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致します

して開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には25番長谷川一幸委員、26番工藤恒実委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

- 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 議案第 7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第 8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第 9号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第13号 農地利用集積等促進計画作成の要請について

以上、報告1件、議案7件、計8件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（一戸主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第2号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年2月7日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第2号は、1ページの番号27番から7ページ番号の41番までの14件です。解約は田が13件で面積は113,051㎡、畑が1件で面積は1,416㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第7号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、8ページをお開きください。議案第7号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年2月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第7号は、8ページの番号47番から23ページの番78番までの32件です。

内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が20件で、田が171,517㎡、畑が24,537㎡、「一般の売買」が2件で、田が1,069㎡、畑が3,993㎡、「贈与」が7件で、田が31,254㎡、畑が5,014㎡、「賃貸借」が1件で、田が2,763㎡、「使用貸借」が2件で、田が94,995㎡、畑が2,719㎡となっております。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから11ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。

次に、売買価格について説明致します。8ページ、47番の田は10a当たり25万円、48番の田は10a当たり30万円、49番の田は総額2,152,200円、10a当たり18万4千円、9ページ、50番の田は総額100万円、10a当たり29万7千円、51番の畑は総額56万円、10a当たり6万3千円、10ページ、52番の田は総額150万円、10a当たり9万6千円、53番の田は10a当たり25万円、54番の田と畑は総額538万円、10a当たり21万4千円、11ページ、55番の田は10a当たり70万円、56番の田は総額490万円、10a当たり27

万9千円、13ページ、57番の田は総額330万円、10a当たり28万9千円、14ページ、58番の畑は総額65万円、10a当たり7万9千円、59番の田は10a当たり25万円、15ページ、60番の田は10a当たり25万円、61番の田は総額260万円、10a当たり19万4千円、16ページ、62番の田は10a当たり24万円、63番の田は10a当たり20万円、64番の田は10a当たり30万円、17ページ、65番の田は総額132万円、10a当たり22万円、66番の田は総額300万円、10a当たり21万7千円、18ページ、67番の畑は総額2千円、10a当たり500円、68番の田は総額3万円、10a当たり2万8千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第7号の質疑を終結致します。これより、議案第7号を採決致します。おはかり致します。議案第7号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第8号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、17番 葛西勝久委員、22番 今輝義委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（17番 葛西勝久委員、22番 今輝義委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第8号について説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、24ページをお開きください。議案第8号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第

1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年2月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第8号は、24ページ番号901番から903番までの3件です。内訳は所有権移転の「あっせんによる売買」が3件で、田が28,613㎡です。別添の農地法第3条調査書12ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。次に、売買価格について説明致します。24ページ、901番の田は総額190万円、10a当たり22万5千円、902番の田は総額350万円、10a当たり28万4千円、903番の田は10a当たり25万円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第8号の質疑を終結致します。

これより、議案第8号を採決致します。おはかり致します。議案第8号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

17番 葛西勝久委員、22番 今輝義委員入室願います。

（17番 葛西勝久委員、22番 今輝義委員入室し着席）

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第9号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（村田次長）

25ページをお開きください。議案第9号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第4条第2項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和7年2月7日提出、つがる市農業委員会会長。

番号1の申請地は、木造菊川の田1筆で面積が371㎡です。住宅を新築するための申請です。周辺は農地と宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。6番杉野森由美子委員、報告をお願い致します。

委員報告（杉野森由美子委員）

現地確認の報告をいたします。本日午前10時00分より、「25」番「長谷川」委員と私「6」番「杉野森」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

番号1番の申請の場所は、穂波小学校より南に約530mに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結致します。

これより、議案第9号を採決致します。おはかり致します。議案第9号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第10号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（村田次長）

26ページをお開きください。議案第10号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和7年2月7日提出、つがる市農業委員会会長。

番号5番の農地の所在地は、木造越水の畑1筆で面積が411㎡です。住宅を新築するための申請です。周辺は農地と宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。6番杉野森由美子委員、報告をお願い致します。

委員報告（杉野森由美子委員）

現地確認の報告をいたします。本日午前10時00分より、「25」番「長谷川」委員と私「6」番「杉野森」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

番号5番の申請の場所は、広岡コミュニティ消防センターより東に約300mに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結致します。

これより、議案第10号を採決致します。おはかり致します。議案第10号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

（議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第11号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは27ページをお開きください。議案第11号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和7年2月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第11号は、27ページ 番号6番から、65ページ 番号165番までです。内訳ですが、「公社への売買」で、田が2件、面積が25,003㎡です。次に、「公社からの売買」で、田が2件、面積が11,395㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が34件、面積が474,648㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、田が2件、畑が2件、うち樹園地が1件ですが、田と畑両方の申請が1件ありますので、件数では3件、面積が16,358㎡です。続いて、「再設定の賃貸借」で、畑が1件、面積が1,207㎡です。議案第11号の合計としまして、田が64件、畑が9件、うち樹園地が4件で、合計73件ですが、田と畑両方の申請が1件ありますので、件数で

は72件、面積が合計960,210㎡となります。

それでは、売買価格について説明致します。27ページをお開きください。27ページ、番号6番の田は、10a当り30万円、次に、番号7番の田は、総額180万円、10a当り20万円、次に、28ページ番号8番の田は、総額591万円、10a当り約70万円、次に、番号9番の田は、10a当り30万円となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

長谷川勝則委員

63ページ、64ページですが移転する者がつがる市になっているが、場所等についてまず一つ、それと10a当たりの額、1,240円とあるがその設定の仕方について、また、他にもつがる市と一般の農業者との賃貸借はあるのかの3点についてお知らせください。

事務局説明（事務局長）

森田養護学校より西に直線で約300m程の所にございます。経緯としましては平成13年に旧森田村と農業者5名と農業者の育成を目的に無償で農地の賃貸借契約を結び、その後、合併後、つがる市となり平成18年3月より有償で5年間の契約を結び、更新をしており今年4月にまた更新となるため総会に諮るものであります。10a当たりの賃借料ですが、行政財産使用料条例を参考にしますと令和6年の畑の評価額ですが1㎡当たり約31円、10aに換算すると1,000㎡掛ける31円、それに100分の4を掛けた額が1,240円となります。また、この案件以外の賃貸借はございません。

長谷川勝則委員

ありがとうございました。

議長（藤本正彦会長）

他にありませんか。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第11号の質疑を終結致します。これより、議案第11号を採決致します。おはかり致します。議案第11号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第12号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、18番 秋田谷廣次委員、30番 工藤正樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（18番 秋田谷廣次委員、30番 工藤正樹委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第12号について説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは66ページをお開きください。議案第12号について説明致します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和7年2月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第12号は、66ページから67ページの 番号905番から番号906番です。議案第12号の内訳ですが、「新規の賃貸借」で田が2件で、面積が合計57,996㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第12号の質疑を終結致します。これより、議案第12号を採決致します。おはかり致します。議案第12号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決定致しました。
18番 秋田谷廣次委員、30番 工藤正樹委員入室願います。

(18番 秋田谷廣次委員、30番 工藤正樹委員が入室し着席)

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第13号農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは68ページをご覧ください。議案第13号について説明致します。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和7年2月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第13号の件数については8件となっております。利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は、稲垣町穂積と繁田、下繁田の田、計39筆で、期間は番号1番と7番の田は6年、その他の田は2年です。賃借料はいずれも10aあたり30,000円となっております。受け手の決定理由はいずれも個人契約から法人契約への切り替えです。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより、農林水産課が選定しています。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第13号の質疑を終結致します。

これより、議案第13号を採決致します。おはかり致します。議案第13号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、追加議案について事務局長より説明させます。

事務局長

つがる市農業委員会会議規則では、3日前までに公示し委員の皆様方に議案を配布することになっております。「議案第14号地域計画の策定に係る目標地区の決定について」につきましては、委員の皆様方に議案を送付後に案件が発生したものであります。地域計画の策定に関する案件で、今回の総会議案として審議しなければ、年度内の策定に間に合わないため、追加提案する運びとなったものであります。ご了承くださいようお願いします。

議長（藤本正彦会長）

ただ今、事務局長から説明があった「議案第14号地域計画の策定に係る目標地区の決定について」を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって「議案第14号地域計画の策定に係る目標地区の決定について」を追加し、議題とすることに決定されました。それでは、議案第14号について説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは追加議案をご覧ください。議案第14号について説明致します。令和4年5月に公布された農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、令和7年3月までに地域計画を定めることとなり、その計画の中で地域の将来の農地利用の姿を明確化した目標地区を作成する必要があるため、農業委員会の決定を求める。令和7年2月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第14号について、目標地区の作成が必要となる地域計画については木造地区、柏地区、森田地区、稲垣地区、車力地区の5地区での策定予定となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声あり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第14号の質疑を終結致します。これより、議案第14号を採決致します。おはかり致します。議案第14号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

1) 日 時 令和7年3月4日(火) 午後2時00分より
場 所 つがる市役所 3階会議室

2) 日 時 令和7年4月4日(金) 午後4時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) 令和7年つがる市農業委員会新年会収支決算報告（村田次長）
- 2) 農用地のあっせんのお願について（一戸主事）
- 3) 令和7年4月からの農地の貸借について（一戸主事）
- 4) 農業者年金加入推進活動について（小笠原主幹）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

三橋弘委員

（申告について説明する。）

議 長（藤本正彦会）

他にございませんか。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和7年第2回（2月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。